

那覇市条例第22号

令和4年7月5日

てんぶす那覇条例をここに公布する。

那覇市長 城間 幹



てんぶす那覇条例

(設置)

第1条 文化、芸能及び伝統工芸の普及、振興及び産業化を図り、もって市民文化の向上、賑わいの創出及び地域の活性化に資することを目的として、てんぶす那覇を設置する。

(位置)

第2条 てんぶす那覇の位置は、那覇市牧志3丁目2番10号とする。

(施設の構成)

第3条 てんぶす那覇は、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 多目的ホール
- (2) 伝統工芸の実演、体験等を行う施設
- (3) 国際通りの情報の発信等を行う施設(以下「発信施設」という。)

(事業)

第4条 てんぶす那覇は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 文化、芸能及び伝統工芸の普及、振興及び産業化の支援
- (2) 伝統工芸の実演、体験等
- (3) 地域の情報の発信
- (4) その他市長が必要と認める事業

(利用時間及び休館日)

第5条 てんぶす那覇(発信施設を除く。次項において同じ。)の利用時間は、9時から24時までの間で規則で定める時間とする。

2 てんぶす那覇の休館日は、規則で定める。

3 前2項の規定に関わらず、第19条第1項の規定により市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て利用時間を変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。

(発信施設を利用することができるもの)

第6条 発信施設を利用することができるものは、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものでなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 国際通り及びその周辺商店街の情報の発信を行うものであること。
 - (2) 国際通り及びその周辺商店街の活性化に資するものであること。
- (立入りの制限等)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、施設への立入りを拒み、又は施設からの退去を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある者
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがある者
- (3) 管理上必要な指示に従わない者

(利用許可)

第8条 第3条に規定する施設及びその附属設備(以下「施設等」という。)を利用しようとするものは、指定管理者の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可(以下「利用許可」という。)をする場合においては、施設等の管理上必要な条件を付することができる。

(発信施設の利用許可等)

第9条 指定管理者は、発信施設について利用許可をしようとするときは、あらかじめ、利用許可を受けようとするものを公募しなければならない。ただし、第3項の規定により利用期間を更新しようとするときは、この限りでない。

2 発信施設の利用期間は、3年以内で指定管理者が定める。

3 指定管理者は、必要があると認めるときは、3年以内の期間を定めて、前項の利用期間を更新することができる。

(利用料金)

第10条 利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、指定管理者に対し、施設等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、指定管理者が定める日までに支払わなければならない。

4 既に支払われた利用料金は、返還しないものとする。ただし、指定管理者は、規則で定めるところによりその全部又は一部を返還することができる。

5 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の免除)

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則で定めるところにより利用料金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 本市が主催する行事に利用する場合
- (2) 本市が共催する行事に利用する場合
- (3) 次に掲げる者が常設芸能公演を観覧する場合

ア 本市内の学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいう。)が教育目的で利用する場合の当該学校の幼児、児童、生徒及び学生並びにこれらの引率者

イ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者及びその引率者

ウ 知的障がい者(児童相談所若しくは知的障害者更生相談所の長又は精神科医により知的障がいと認定された者をいう。)及びその引率者

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその引率者

オ 本市に住所を有する満65歳以上の者

- (4) その他指定管理者が特別の理由があると認める場合

(利用許可の制限)

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可をしない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。)を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 管理上支障があるとき。
- (5) その他指定管理者が不相当と認めるとき。

(利用許可の取消し等)

第13条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、若しくは変更し、又は施設等の利用を制限し、若しくは停止するこ

とができる。

- (1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 利用許可に付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により利用許可を受けたとき。
- (4) 管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(施設等の変更禁止)

第14条 利用者は、施設等を利用する場合において、これを模様替えし、又はこれに特別の設備を付設してはならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第15条 利用者は、施設等の利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(指定管理者の立入り)

第16条 利用者は、指定管理者が職務の執行のため利用中の施設に立ち入るときは、これを拒んではならない。

(原状回復の義務)

第17条 利用者は、施設等の利用を終了したときは、直ちに原状に復して指定管理者の点検を受けなければならない。

(損害賠償等の義務)

第18条 施設等を汚損し、破損し、又は滅失したものは、速やかにこれを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者の指定)

第19条 市長は、次に掲げる全ての要件を満たし、てんぶす那覇の管理を行わせるに最適な法人その他の団体を議会の議決を経て地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者として指定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用が確保できること。
- (2) 事業計画書の内容がてんぶす那覇の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書の内容に沿っててんぶす那覇の管理を安定して行う能力を有すること。

2 前項の規定による指定は、てんぶす那覇の管理を行おうとするものの市長に対する申請により行う。

3 前項の申請は、規則で定める申請書に事業計画書その他の規則で定める書類を添付して行わなければならない。

4 市長は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を告示する。

(指定管理者が行う管理の基準)

第20条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定並びに那覇市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成25年那覇市条例第4号)の規定に従い、てんぶす那覇の管理を行わなければならない。

(秘密を守る義務)

第21条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第22条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 利用許可に関する業務
- (2) 第4条各号に掲げる事業の企画及び実施に関する業務
- (3) てんぶす那覇の維持管理に関する業務
- (4) その他市長が必要と認める業務

(審議会)

第23条 市長の諮問に応じ、指定管理者の選定に関する事その他のてんぶす那覇の運営に関する基本的事項を審議するため、てんぶす那覇運営審議会を置く。

2 てんぶす那覇運営審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第24条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第23条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第9条第1項本文の規定による発信施設の利用許可を受けようとするものの公募、第19条に規定する指定管理者の指定に関する手続その他この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(那覇市ぶんかテンプス館条例及び那覇市伝統工芸館条例の廃止)

3 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 那覇市ぶんかテンプス館条例(平成16年那覇市条例第5号)

(2) 那覇市伝統工芸館条例(平成17年那覇市条例第44号)

(那覇市附属機関の設置に関する条例の一部改正)

4 那覇市附属機関の設置に関する条例(昭和52年那覇市条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 表の改正規定において、改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係るけい線に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。	

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務
市長	[略]	
	那覇市新商品開発事業審査委員会	[略]
	那覇市ぶんかテンプス館運営審議会	那覇市ぶんかテンプス館の運営に関すること。
	那覇市中小企業振興審議会	[略]
	[略]	
[略]		

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務
市長	[略]	
	那覇市新商品開発事業審査委員会	[略]
	那覇市中小企業振興審議会	[略]
	[略]	
[略]		

別表(第10条関係)

1 常設芸能公演の観覧料

観覧する者による区分	1人当たりの額
大人	1,760円
高校生	1,320円
小中学生	880円
小学生未満の者(3歳未満の者を除く。)	440円
3歳未満の者	無料

備考 「大人」とは、高校生、小中学生又は小学生未満の者のいずれにも該当しない者をいう。

2 多目的ホール(ホワイエ、楽屋等を含む。)の利用料金

入場料による区分	1時間当たりの額
1,080円未満の場合(無料の場合を含む。)	6,560円
1,080円以上の場合	11,640円

備考

1 「入場料」とは、その名称及び徴収の時期のいかんを問わず、利用者が入場者から徴収する入場の対価(利用期間を通じて複数の入場の対価を設けているときは、その最高額)をいう。

2 商業宣伝若しくは営利又はこれらに類する行為を目的として利用する場合

は、入場料の額にかかわらず、一律に1,080円以上の場合の区分を適用する。

3 冷房を利用する場合は、冷房を利用する時間1時間当たり1,940円を加算する。

4 利用するための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間を含むものとする。

5 1時間に満たない時間は、これを1時間として利用料金を算定する。

3 多目的ホールの附属設備の利用料金

附属設備の種類による区分	1点1回当たりの額
舞台道具	5,400円
音響・映像器具	5,400円
照明器具	2,160円
ピアノ	7,560円
その他	1,080円

4 その他の施設の利用料金

施設による区分	額
伝統工芸の実演、体験等を行う施設	1人当たり11,100円
発信施設	1平方メートル1か月当たり2,360円

備考 発信施設の利用料金には、共益費を含む。